



府益担第5347号  
平成24年4月20日

公益社団法人日本WHO協会  
關 淳一 殿

内閣総理大臣  
野田 佳彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成24年4月20日 から 平成29年4月19日 まで